

## 【 注意事項 】

- 1) 使用料は前納ですが、利用者の都合においてキャンセルをした場合は返還いたしません。  
(鯖江市公民館設置および管理に関する条例第4条に記載)
- 2) 選挙の実施、ウイルス感染状況、自然災害での基地設置等により、事前の通知なく施設の使用を中止する場合があります。その際、予定行事が中止・延期となった場合において利用者に損害が生じても、公民館はいわゆる事業損失補償（キャンセル料等の補償）を行わないため、ご了承の上、申請ください。
- 3) 使用後は清掃を行い、事務所にて利用日誌をご記入ください。
- 4) 施設設備等、棄損した場合には速やかに事務所へご連絡ください。  
連絡なく棄損箇所が見つかった場合には、今後一切の利用を停止させていただきます。

### (確認)

公民館施設(体育館および公民館内の各施設)の使用について

公民館の各施設の利用については、次の利用者に使用場所を円滑に引き継ぐため次の事項を厳守願います。

1. 使用した器具等については、申し込んだ時間内に撤去し、現状に復帰すること
2. 使用した場所については、清掃するとともに遺失物の有無を確認すること
3. 消灯を確認するとともにエアコンを利用した場合は、スイッチを切ること  
ただし、次の利用者の了承を得た場合はこの限りではない。

新 横 江 公 民 館  
館長 瀧波 秀樹